令和4年定例会4月会議

豊浦町議会会議録

令和4年4月14日(木曜日)

午後1時30分 再開

午後3時7分 散会

令和4年定例会4月会議

豊浦町議会会議録

令和4年4月14日(木曜日) 午後1時30分 再開

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第26号 副町長の選任について

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について(令和3年度豊浦町一般会計補正予算(専

決第1号) について)

日程第7 請願第1号 議会の責務と役割を求める請願

散会宣告

◎出席議員(7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(1名)

2番 木村辰二君

◎説明員

町 長 村 井 洋 一 君 教 育 長 朋 行 君 吉 田 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志 君 長 総 務 淳 君 課 本 所 町 民 課 長 晋 君 長谷部 業 観 光 長 弘 樹 君 産 課 藤原 竹 林 設 課 長 人 君 建 善 佐 修君 設 課 長 補 武 石 国民健康保険病院事務長 半 澤 豊 君

◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻
 野
 貴
 史
 君

 書記(会計年度任用職員)
 熊
 坂
 早智恵
 君

◎再開宣告

〇議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

本日、4月14日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会4月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、1番、山田秀人議員並び に3番、小川晃司議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る4月12日に開催されました議会運営委員会における本会議の運営等についての協議経過と結果等の報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 議会運営委員会の報告をいたします。

4月12日に開催されました議運の協議、結果等についてであります。

令和4年定例会4月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。 会議に付議されている案件につきましては、行政報告が1件のほか、町長からの提案として、 副町長の選任同意が1件、専決処分の報告が1件であります。また、議会からは請願が1件で あります。

以上のことから、定例会4月会議の会期につきましては、1日間としたところであります。 短期間でありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、委 員長報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会4月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のと

おりであります。

次に、本定例会4月会議における説明員及び委任職員は、7名であります。 以上、報告といたします。

◎行政報告

○議長(根津公男君) 日程第4、次に、町長から行政報告を行う旨の申出がありましたので、 これを受けることといたします。

村井町長。

〇町長(村井洋一君) それでは、行政報告を行います。

豊浦町国民健康保険病院医師の着任についてでございます。

豊浦町国民健康保険病院に高橋誠医師が副院長として着任いたしましたので、ご報告を申し上げます。

高橋副院長は、昭和45年生まれの51歳でございまして、高知県のご出身でございます。

経歴等につきましては、さきの全員協議会でもお伝えしましたが、平成7年3月に自治医科大学をご卒業され、高知県や愛媛県内の病院で勤務された後、平成17年から浜頓別町国保病院、市立根室病院、市立釧路国保阿寒病院、白老町立国保病院、国保町立南幌病院と、道内の公立病院で勤務されておりましたが、以前から海が見える風光明媚な豊浦町で今後の医師生活を過ごしたいというご希望があり、豊浦町の医師募集を確認し、ご連絡を受け、数度にわたり面談をさせていただき、豊浦町国保病院医師として招聘しましたところ、快諾していただき、4月1日付で豊浦町国民健康保険病院副院長として勤務していただくことになりました。

高橋副院長の専門は内科でございますけれども、自治医大出身でもあり、地域の医療向上を目指し、離島や僻地病院に長年携わってこられたことから、内科にかかわらず、患者一人一人の症状に応じた総合的診療の経験が豊かな先生でございます。

現在、医師3名の診療体制を検討中でございますが、当面は、新規患者、救急患者、一部入院患者等を担当していただくこととしてございます。

なお、正式に医療体制が決まり次第、住民に周知し、医療、福祉の充実を図ってまいりたい と考えております。

以上、豊浦町国民健康保険病院医師の着任についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(根津公男君) 町長の行政報告が終わりましたが、特に確認したい事項等があれば発言を許します。

渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 今の行政報告ですが、今、病院改革プランも一歩一歩進もうと思っていますし、その中に一つあるのは、町長も把握しているように、療養型を進めたいと。当然、時の流れで当たり前と認識しておりますが、様々な病院の運営の状況はあると考えるが、やはりもう一つは、訪問医療というか、訪問介護というか、やはり、高齢化社会になっているのは町長も認識していると思いますが、やはり、豊浦町民が健康で少しでも生き生きと少しでも長生きできるように、訪問医療もひとつスピーディーな取組をすべきだとそういうふうに私は思っています。

町長もそのとおり認識していると思いますが、ここでせっかく3人体制になって、これから 先はまだ分かりませんけれども、それを十二分に地域医療として取り組んでいただけますね。 そこのところを、簡単で結構ですが、お尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今のご質問でございますが、療養型ということでございます。これから国の医療制度も変わりまして、豊浦町も療養型に変えていくことで、より住民の方々にも安心して喜んでもらえる医療が届けられるというふうに思ってございます。

その中で訪問診療ということでございますけれども、先ほども言いましたが、これから3名の医師体制になるということで、今でも訪問診療は行っておりますけれども、その中でも、この3名の医療体制の中で、やれるものはやって幅を広げていきたいと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今、ちょっと見ていたら、事務長も手を挙げていた姿が見受けられました。詳細なことや考えがあるというような姿勢が見受けられたので、事務長も付け加えて、訪問医療というか、私の言っているのは、よくテレビでありますが、小さなまちとか島とかで、わざわざ出向くのではなくて、自らそういうカルテやなんかを見ながら、電話でも結構だろうし、そこに訪問してもいいだろうし、自ら医者と看護師と連携しながら、お年寄りの安否確認も含めて、ちょっとした声をかけて、そういうプラスアルファのことを私は申し上げているのであって、最後は局長にも事務長にもお尋ね申し上げたい。
- 〇議長(根津公男君) 半澤国民健康保険病院事務長。
- **○国民健康保険病院事務長(半澤 豊君)** 決して手を挙げたわけではなく、町長ですか、私ですかという感じの合図だったのですけれども、私からお話しさせていただくとすれば、今、町長も話をしておりましたけれども、今、訪問診療はもう実施しておりますし、民間の訪問看護ステーションも豊浦町に1件ありますので、そちらと連携を取って、現在実施しているところでございます。

3名の先生がそろったということもありますので、今回、先ほど町長が報告をした中でも、今、診療体制の調整を図るということを考えておりますので、その中で、訪問診療について、この部分がどれだけのボリュームというか、必要とする方々がいるのか、そういうところを関係の医療団体というか、やまびこのほうとも協議をさせていただきながら、できるところから進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

- ○議長(根津公男君) なければ、これで行政報告を終わります。
 - ◎議案第26号 副町長の選任について
- ○議長(根津公男君) 日程第5、議案第26号 副町長の選任についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 議案第26号 副町長の選任についてをご説明いたします。

提案の理由でございますが、前副町長の小川英紀氏が令和4年3月4日付をもって任期が満了となり、現在は空席となっております。そのため、北海道に副町長としての職員派遣要請、協議を行っておりましたが、4月5日付をもって派遣候補者の決定通知があったことから、副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

住所は虻田郡豊浦町字船見町、氏名につきましては須田歩氏でございます。年齢は53歳でございます。

須田歩氏の略歴を申し上げます。

最終学歴は、札幌大学卒業でございます。

須田氏は、平成3年7月に北海道に奉職してございます。

平成13年4月に札幌土木現業所主任をはじめ、北海道開発局への出向、北海道議会事務局議事課主査、北海道建設部総務課主査、十勝総合振興局総務課課長を歴任しまして、令和2年4月からは北海道建設部土木局道路課課長補佐、令和3年4月からは北海道建設部総務課課長補佐として勤務してございます。

北海道職員として30年間勤務され、行政事務に精通している強みを生かし、業務の検討、処理や政策の企画立案に取り組み、必ずや副町長としての職務を全うしていただけるものと確信してございます。

以上のことから、豊浦町副町長として適任者と考え、議員各位のご理解によりましてご同意 を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 何点かお尋ねしたいのですが、派遣の通知があったということで、依頼をして派遣がオーケーされたということで、別にいいとか悪いとかではないのだけれども、町長も3期目に当選されて、首長として、凸凹もあったり、様々に町をこうしたいとか、人づくりもこうしたいとか、様々な、勝手な私の思いでありますけれども、今までは豊浦町内、あるいは庁舎内からそういう人選をしてきた、それはそれでいいでしょう。今回は、新たに派遣をしていただいて、新しい血を入れたいとか何とかと言っていましたけれども、当然、今まで町長が歴任してきた過去を振り返ってみると、私なりにですよ、やはり町長としてガバナンス、統治力が低下してきた、あるいは、様々な地方自治法等の限界を感じたのか、そういうことで派遣を依頼したのか。そこのところの目的をちょっとお尋ね申し上げたい。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ご存じのとおり、今のところ、ほとんどの市町村は人口減少、少子高齢化の進展ということで、非常に厳しい状況となっておるところでございまして、豊浦町もそういう状況でございます。

また、加えまして、豊浦町は農業、漁業の1次産業の振興をずっと図ってきております。そういった中で、就業者の人たちも減少しているという社会状況でございますし、一方では新たな産業といいますか、新たな目線で取り組んでいくことも非常に大事なことであろうというふうに思っております。これから多種多様な業態といいますか、そういうような産業も出てくるものというふうに思ってございまして、そういったことから、いろいろなことに精通している、豊浦のこれからの成長、地方自治体として生き残りをかけていく、そういうようなことも私は必要になってきているというふうに思ってございます。

そういった観点から、広い視野で物事を見て、その中で豊浦町をいかにして発展させていく かという目線も必要であろうと私は申し上げてきまして、須田氏がその候補者として挙がった というふうに考えてございます。

先ほども言いましたけれども、そういったこともご理解いただいて、必ずや豊浦町のために 尽くしてくれるというふうに考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) いろいろな思いを伝えていただきましたけれども、これは期待するし

かないのでありますが、そこで、町長は派遣してくれる道、そして本人、強いて言えば町長の 思いなりをお話ししたことがありますね。そこをちょっとお尋ねしたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 正直に言って、まだお会いしてございません。明日に会う予定でございます。

しかしながら、私も道のほうに行ってきまして、幹部の方と十分お話合いをして、振興局と も何度も何度も話合いを設けて、そういった中で適任者ということでございますので、その辺 はご理解をいただければなというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 派遣ということだから、プロセスというか、志望というのは、私もそういう経験がないのでお尋ね申し上げた次第でありますが、会っていないということですね。

それはそれで致し方ないでしょう。本人もこのライブ中継を見ていると察するので、人事は 町長に執行権があるから余計なことは言いませんが、一般的にですよ、札幌大学はいいですが、 学部ぐらいは記載すべきではないですか。大学というのは専門的な学科が多いので、例えば、 経済学部とか、英文科とか、その程度はちゃんと記載しておくべきではないですか。

もう一つ、顔写真ぐらいはあるべきではないですか、町長。

会ってもいない、我々も話をしたことがない、知らない、それではあまりにも町長ね、気持ちは分かるよ。これ以上は言いませんけれども、事務的にちょっと欠落しているのではないですかということを申し上げたいのです。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 会ってはございませんけれども、電話ではお話をしてございます。 学部と写真につきましては、ちょっと休憩をいただきたいと思います。
- ○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時50分 再開 午後 1 時57分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) ただいま配付させていただきましたが、この方でございます。 先ほどご質問がございました学部につきましては、経済学部でございまして、経済学科ということで、経済に非常に優れているということになります。 以上でございます。
- O議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** 副町長の選任の同意ということであります。これは、議会が同意しないと選任できないということで、地方自治法にも載っております。

豊浦町の町制が始まって以来、ほかから副町長を選任するということですが、ようやく写真でお顔を拝見することができました。

それから、副町長を選任するに当たって、どのような今後の町政、山積する課題についてお話ししたと思うのですが、その辺りはご本人にどんな格好でお話ししてあるのでしょうか。電話でお話をしたということで、いろいろ広い視野に立って職責を果たしてくれるだろうという

ことですが、豊浦町の現状をお話し申し上げたと思うのですが、そういう話はなされていますか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** あまり詳しくお話はしていませんけれども、道庁に回ったとき、また上司の方々、それから振興局の幹部の方々に豊浦の実情を私は話してきましたし、相手方も十分承知しているということでございます。

そういった中で、豊浦町に来ていただいて、その力を十分に発揮していただき、山積している課題を一つ一つクリアしていただけるものというふうに確信しておるところでございます。

○議長(根津公男君) ほかになければ、これで質疑を終結いたします。

この後、討論を省略し、採決を行いますが、この採決に当たっては、会議規則第77条の規定 により、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認め、採決は無記名投票で行います。 それでは、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(根津公男君) それでは、ただいまの出席議員数は、議長を除き6名であります。 お諮りいたします。

投票の点検のため、会議規則第80条において準用する第30条第2項の規定により、立会人に 1番、山田秀人議員並びに3番、小川晃司議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、立会人に山田秀人議員並びに小川晃司議員を指名いたします。 それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(根津公男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(根津公男君) それでは、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、無記名であります。

投票用紙に、同意を可とする方は賛成に丸を、否とする方は反対に丸をつけ、事務局長の点呼に応じ、議長席に向かって右側から順次登壇して投票し、左側から自席に戻っていただきたいと思います。

なお、白票及び賛否が不明な票は、会議規則第79条の規定により、否とみなしますので、ご 承知願います。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局長(荻野貴史君) それでは、点呼をさせていただきます。

1番、山田秀人議員、3番、小川晃司議員、4番、勝木嘉則議員、5番、大里葉子議員、6番、渡辺訓雄議員、7番、石澤清司議員。

○議長(根津公男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 投票漏れは、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山田秀人議員、小川晃司議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(根津公男君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数6票、有効投票6票、無効は0票です。

有効投票のうち賛成6票、反対0票です。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- ◎報告第1号 専決処分の報告について(令和3年度豊浦町一般会計補正予算(専決第1号)について)
- ○議長(根津公男君) 日程第6、報告第1号 専決処分の報告について(令和3年度豊浦町 一般会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原産業観光課長。

○産業観光課長(藤原弘樹君) 議案書の2ページでございます。

報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の 規定により、これを報告するものでございます。

議案書の3ページの専決処分書をご覧いただきたいと思います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をするものでございます。

専決処分の内容につきましては一般会計の補正予算で、専決処分日は令和4年3月18日でございます。

専決処分の内容についてご説明させていただきます。

令和3年度豊浦町一般会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,338万9,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ55億2,875万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

続きまして、議案書10ページの事項別明細書の歳出によりご説明をいたします。

5款3項2目水産振興費につきましては、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターにおける水産系雑物量の増加に伴い、増加した残渣水を一時貯留するための旧水道施設の改修経費及び残渣物の一時保管場所確保のための製品保管庫施設内にあります製品の搬出業務に係る経費及び残渣水の一時貯留タンク購入経費並びに町外処理施設への残渣水運搬処理経費として、所要額4,338万9,000円を増額補正したものでございます。

補正の詳細につきまして、補正予算概要書の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1ページの1点目、修繕費として、旧水道施設の改修分として202万6,000円、委託料として、製品保管庫内の製品の土のう製作及び搬出経費としまして750万円です。

次に、概要書の2ページをご覧いただきたいと思います。

漁業系廃棄物処理業務委託料増額分としまして、残渣水の一時予備貯留タンク購入費として 2,802万4,000円と、残渣水の運搬処理経費分の町外への残渣水運搬処理経費分として583万9,000円を合わせた3,386万3,000円を委託料の増額補正したものでございます。

次に、補正額に伴います歳入の説明をいたします。

議案書に戻りまして、7ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正予算の財源調整のため、地方交付税を4,338万9,000円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明は終わりましたが、この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告であることから、特に確認したい事項等があれば、質疑を受けることといたします。

渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) 結論は、この専決は、理事者の思いやら、所管の思いやら、また、この課題を察すると、気持ちは分からないわけではないです。手続上、お互いの認識は別として、手続上、本当にこれは当たり前ではないなと。

昨日も議会事務局のほうにお尋ねを申し上げました。それから、私どもも自分で確認もさせてもらいました。あまりにもこのプロセスは度が過ぎるな、乱暴だなと。

それで、これを提出するのに、議長等ともすり合わせをしたかと思うわけでありますが、それは別の問題として、この第180条第1項ということで、専決処分ですね。当然、規則、ルールに基づいて取り組むことは構わないです。

これをちょっと検証すると、議会の開催に間に合わないのだと、そういう大きな粗筋があるのであります。そして、この資料を見ると、3月18日に専決ということになっているのですね。でも、3月議会は3月17日に閉会したわけでありますが、通年議会ですね。それから察知すると、数十日間、強いて言えば1か月近くもあったわけであります。この問題は、去年から強制捜査あるいは今でも書類送検、そういうふうになっている状況なのでありますが、今回、このような専決というのは、あまりにも乱暴で、勝手というか、理由がなっていないと私は思う。

それでも、気持は分かるのですよ。でも、手続上、そういう議会を軽視したやり方とか、幾らでも協議ができたのではないですか。明確な費用の金額は別問題として、3月議会開催中から凸凹だらけの町の状況であったわけではないですか。

そこは、やはり我々にも、専決は専決としていても、そういう取組の姿勢ぐらいは事前に報告できたはずではないですか。そこの理由をまず先にお尋ねしましょう。決して、それは否定的ではないです。そこのところをまずお尋ねしましょう。

〇議長(根津公男君) 本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 今回の専決処分ですけれども、専決処分ということは、法的に179条のものと第180条のものがございます。今回、本来、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がない場合は、地方自治法第179条による専決処分という形になりますけれども、豊浦町においては、通年議会を採用しているということで、本来的な179条による専決は難しいのかなというふうに判断していました。

ただ、今回の緊急的な対応につきまして、議会を開いて補正するには、全ての経費を事前に設計しておかなければならないということで、通年議会といえども、実務的にといいますか、現実的な対応としては困難で、残渣水があふれたり、ハザカプラントへの受入れ制限を回避するということで、緊急的な対応を都度やっていかなければならない状況でございました。このため、地方自治法第180条の規定に基づく本町の専決処分事項の指定について規定している第3項の災害及び突発的な事故により応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること、こちらを適用せざるを得ないというような判断に至りました。

今回の件については、緊急避難的なやむを得ない措置ということで、議員の皆様のご理解を お願いしたいと思ってございます。

以上です。

O議長(根津公男君) ほかにございませんか。

山田議員。

○1番(山田秀人君) 専決処分のことなのですが、今、総務課長がおっしゃったとおり、179条ではいろいろと指定されておりますが、本町の第180条第1項によって、平成22年の12月16日に議決しております専決処分事項の指定ということで、六つほど載っております。それから、令和2年にも議決として上がっております。

そういうようなことで、専決処分事項の指定の3番目、災害及び突発的な事故により応急に 必要となる維持補修、こういうものが予算を補正するということで専決できることになってい ます。

しかし、17日まで骨格予算の予算審査があって、次の日に補正というか、専決をするということでありました。この内容を見ると、結局、リサイクルセンターの残渣水の問題で、いろいろと状況が日々変化した。10日にホタテ貝の出荷停止が明らかになって、次の日は残念ながら漁業協同組合の職員が亡くなられた。それもあって、急遽、いろいろな対策をしなければならない、公表もしなければならないということなのですよ。そうなると、現場は現場でいろいろと忙しいことはあったと思うのですが、これはその期間中にある程度の積算はできたはずなのです。ですから、私は、専決するよりも、18日でもいいし、土・日を挟んで次の月曜日でもいいので、ここで議会にきちんと上程して議決を得る、これがベターな方法ではなかったかと私は思うのです。

これは、あまりにも町部局のほうで曲解した捉え方をしていなかったかどうかです。あまりにも議会を軽視している。そう思わざるを得ないのです。

町長、いかがですか。最終的には町長が議会に持ってきたのでしょう。この話を、私はこの間の全員協議会のあのときにようやく分かったのです、4月になってです。それまで、何もなかったのです。いつ、この予算がどういうふうになるのかと思って私も見ていましたけれども、突如、専決処分ということで出たわけです。

私は、初めは誤解していまして、4月18日に専決処分をするのかなということで、ちょっと 間違っていましたけれども、3月18日ということでした。

そこら辺のところは、どうして3月18日となったのですか。間があって、ある程度の積算は 予測できたのではないですか。どうなのですか。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

〇町長(村井洋一君) 私から言いますと、議会軽視ということではなくて、本当に緊急的に もうやるしかなかったということでございます。

見積もりを取って、それからああでもない、こうでもないとやって、そういった時間的余裕

もございませんでした。とにかく、山田議員の水揚げがストップしているのではないかという話を聞いて、組合との協議もしましたし、とにかく14日の月曜日から動かざるを得ないということでございましたので、それに合わせて行動を先に取らざるを得なかったということでございます。あわせて、当然のことながら、再び残渣水をあふれさせるわけにはいかないということから、緊急的に行動せざるを得なかったということでございますので、何とかその辺をご理解いただければなというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** 果たして、リサイクルセンターの事業、それから、漁業系一般廃棄物の処理、そこの設備において果たして突発的な事故であったかどうかです。

前々から、この雑物の量は、リサイクルセンターの処理能力をオーバーしているということは明らかだったのです。それを怠ったためにこういう事故が起きたということでしょう。

ですから、そのことを考えるならば、リサイクルセンターの円滑な事業を怠っていたということになるわけです。そうでないと、急に、突発的に残渣水、汚水が急に大雨が降ったかのようにたまったというわけではないのです。だから、それも含めて急になったというわけでしょう。ですから、何も専決事項の事項に当てはまらないのではないかと私は思いますよ。

確かに、物事は進めておかなかったら、なかなか大変でしょう。だから、それはそれでやってもいいですけれども、予算は議会に上程して、補正を速やかに求める、そして、議決を求める、これがベターな手続だと思うのですよ。それでないと、幾ら考えても合点のいかない話です。

この専決するよという話は、議会のほうにどういうふうにお話し申し上げたのですか、それはいつ話したのですか、伺います。(何事か言う人あり)

〇議長(根津公男君) 村井町長。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時28分 再開 午後 2 時45分

〇議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

山田議員の質問に答弁をお願いいたします。

本所総務課長。

〇総務課長(本所 淳君) ちょっとお時間をいただきまして、確認してきました。

当初、これらの緊急的な対応につきましては、令和3年度の予備費200万円で対応したいということで考えておりました。作業を進めるうちに、最終的にまず一つ目の請求が3月29日に判明いたしまして、それがフレコンの詰め込み搬出作業の部分について750万円という金額が判明いたしまして、その段階で予備費での対応が不可能だということになりました。それをもって、4月1日金曜日明けて4日の週に、まず第一報を議長のほうに報告をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そういう状況は、分かるのですよ。請求があった、対応できないと。 それはそれで、このときに750万円を専決すればよかったのですよ。全体的な金額が3月29日現 在ではまだ定かでないということでしょう。それが本来、この750万円の本来の専決の仕方では

ないですか。そして、すぐ支出してやると。あとの分はまだまだでしょう。昨日、おとといの 全員協議会でも予算の中に入っていましたけれども、どんどん、どんどん来るのです。そのう ち、ある程度になれば、本会議に上程してやれば、何も問題がなかったはずだというふうに私 は考えますよ。

議長は、これで専決すべきだという判断になったのだろうと思うけれども、これもまた、私 はどうも理解がいかないということであります。

今後、この件については慎重にしないと、これが常時されていたら本当に困る話であって、 議会を軽視するよりも、議会が本来議決すべきことを町部局がやってしまうのですよ。こうい うふうにならないように、これはきちんとした善処を求めていただきたい、こういうふうに思 うのです。ぜひそれは考えてください。

私は、そういう意味では、町長の陳謝を求めたいと思いますよ。これは絶対に誤っていますよ。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今回の専決処分でございますが、いろいろご指摘をいただきまして、 その辺は誠に大変重く受け止めてございます。

今後ですけれども、できる限り議会の皆さんと十分審議するとともに、より適正な事務執行 に努めていきたいというふうに思ってございます。

これから、我々執行部としても十分気をつけて実務に当たっていきたいというふうに思って ございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長がそこまで平身低頭に重く受け止めているということであるから、 このたびのこういうアクシデントについては、それでいいでしょう。

町長ね、今回の所管が説明した旧水道の改修費、それから、残渣水の経費も含めて、一言二言だけ、そこまで低頭するのであれば、やはり受託者と発注者との契約書をちゃんと、再度、脇を締めて検証していくべきです。それから、今後も支出が予測されることについても、やはり、ちゃんと計量をして、ハザカプラント、リサイクルセンターの許容量3,000トンから、場合によっては機能すれば5,000トンまでできるのだ、その中で増えた量については、契約以外の増えた分については、今決めているトン2,000円をいただくとか、そういう協議をして、お互いに所管も町も受託者もよかった、これが公正だ、まだまだお話ししたいことや言いたいことがありますけれども、そういう闇のような、とんちんかんなことをしないで、契約に基づいてしていただけますか。そこを再度お尋ねしたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 今、議員が言われたことに関して、今後どういうふうな対応をしていくのか、より適正な誰が見ても分かりやすいという意味で、実は昨日も指示したところでございますけれども、1点は、一体、今の施設で3,000トン処理できるのか、5,000トン処理できるのか、雑物は幾らできるのか、残渣水は幾らできるのかということもはっきりしなければ駄目だと。それから、今度はオーバーする部分をどうするのだと。これは、3点ほど、方式といいますか、やり方があるというふうに思っています。その中で、処理施設をやればいいのか、それとも、地下浸透がいいのか、それとも、業者に委託したらいいのかということも含めて、それもできるだけ速やかに方向性を出していかなければ駄目だと。

当然、今言われました量りについても、ちゃんとした適正なものになるように取り組んでいかなければ駄目だというふうに思っていますし、それら全体を、これからも二度とこのようなことがないようにしなければならない、また、そのためにも、ちゃんとこの辺をリサイクルセンターと合わせてこの処理を確立していかなければ駄目だというふうに考えております。

昨日も担当のほうに指示をしたところでございますので、その辺はこれからしっかりと対応 していきたいというふうに考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長の思いはいつも受け止めています。ただ、指示するのもいいでしょう。でも、指示しても、相手のあることですから、いろいろな凸凹もあると思います。そこら辺の配慮、そして、町長も、ただ指示だけではなくて、やはり前後左右を考えてサポートしていく、そんなこともひとつ念頭に入れておいていただきたい。 以上です。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 昨日、おとといに全員協議会がありましたけれども、本会議までに数字も明らかにしたいというお話もありましたので、いつ出てくるのかなと思っていたのですが、例えば、残渣水の量が一体幾らだったのか。おとといはうろ覚えでいろいろお話をされていたけれども、今日までにはある程度はっきりしたものが出せるのではないかと私は思っていたのですが、それがどうもまだ出ていない。それから、雑物も何トンあるのか、どういうふうになっているのかというのも後で明らかにしたいということでありましたが、それはどのようになっていますか。
- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** 今日までにというお約束をしたような記憶が私の中にはなくて、その辺のきちんとした数字をまとめさせていただくことで、時間を要すると思いますし、昨日、うちの担当のほうともお話をしたときに、やはり、ちょっと時間を要しますし、変な数字だけが動き出すと、また後々に修正という話になってきます。

今、町長とも話をして、きちんと精査した数字で皆様方にお示しして、今後の方針等も含めた中で出したいということで、少々お時間がかかるものと考えてございます。

私的な話ですが、今、現場のほうもいろいろばたばたしているところであるので、少々お時間をいただきたいと考えております。

以上です。

〇議長(根津公男君) ほかになければ、これで報告第1号 専決処分の報告について(令和 3年度豊浦町一般会計補正予算(専決第1号))は、報告済みといたします。

◎請願第1号 議会の責務と役割を求める請願

○議長(根津公男君) 次に、日程第7、請願第1号 議会の責務と役割を求める請願を議題 といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願書写しのとおりであります。 お諮りいたします。

この請願につきましては、会議規則第86条の規定に基づき、議長を除く全員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議ありの声がありましたので、これより、請願第1号 議会の責務と役割を求める請願を請願審査特別委員会に付託することについて、採決をしたいと思います。この採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は、起立により行います。

請願第1号 議会の責務と役割を求める請願を請願審査特別委員会に付託することに賛成する方は、起立を願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立少数です。

よって、請願第1号 議会の責務と役割を求める請願を請願審査特別委員会に付託することは否決されましたので、この請願は本会議で審議をいたします。

請願審査特別委員会への付託が否決となりましたので、これより、請願第1号について質疑を行います。

石澤議員。

〇7番(石澤清司君) このたびの請願事項については、今、特別委員会に付託することは否決と決しましたけれども、この請願の内容等につきましても、私は妥当と認めがたく、ゆえに、不採択とすべきという判断をさせていただきました。

その理由ということですけれども、一つは、検察の判断が今日までされていないということ でございます。

それから、2点目につきましては、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターの運営、管理、雑物、残渣水処理問題については、複数の同僚議員が一般質問で追及してまいりました。執行機関の答弁が出されましたが、現在のところ、私が考えるには、事情が好転するとは思っていないということであります。

3点目につきましては、これは大変痛ましい事件があったということについて重く受け止めていかなければならないというふうに私は思っております。いずれ、検証、究明をしなければならないと考えておりますが、ただいまの状況では何ら成果が伴わないのではないかということを危惧している次第でもございます。

また、町長から、6月1日付で機構改革があるとの報告も伺ってございます。

ゆえに、私は、今の状況からすると、十分な審議ができない、また成果を上げることがなかなか難しいのではないかという判断の中で、今ではなかなか難しいだろうということで、この採択については不採択という判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長(根津公男君) 私は、紹介議員または理事者のほうに質疑ということで話をさせていただいたのですが、質問の趣旨があまりはっきりしないので…… (何事か言う人あり)

それでは、紹介議員の山田議員、今の趣旨を踏まえてご答弁をいただければと思います。よ ろしくお願いいたします。

山田議員。

○1番(山田秀人君) 今の質疑の石澤議員にお答えいたします。

今、検察庁に書類が回されたということであります。それはそれとして、司法警察のほうでは、この廃棄物処理法違反、廃掃法違反を捜査して、その嫌疑を明らかにするという、捜査当

局といいますか、司法当局はそういうふうな格好でやっています。しかし、議会というのは、これはまた別問題でありまして、地方議会というのは地方政治の適正な運営を図るということが本来の目的でありまして、執行機関のなされている事業を議会としてきちんと監視機能を発揮しなければならない。そういう意味で、この特別委員会の設置を求めるということであります。

捜査のほうはもう終わっておりますから、当然、それはもう検察庁に上げられているという ことでありました。

ですから、これらについては、それはそれとして、議会のほうとしては、この不法投棄をめ ぐる残渣水、そして、今後のあり方、こういうものを議会としても進めていって、議会側から の政策の提案が必要ではないか。

そういう意味で、特別委員会を設置して、いろいろな原因、今後の政策提案、これが一つの 目的だろうということであります。これをまさに町民が求めているのではないかということで あります。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号 議会の責務と役割を求める請願の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は、起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成する方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立少数です。

よって、請願第1号 議会の責務と役割を求める請願は、不採択とすることに決定いたしま した。

以上をもちまして、本日の予定されました議案が全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時7分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月14日

議長

署名議員

署名議員